確定申告書等作成コーナー入力マニュアル

令和6年分 土地等の評価明細書 土地等の評価明細書を作成する場合編



※ 土地等の評価明細書作成コーナーは、スマートフォンではご利用いただけません。

目次

1 はじめに

1.1	本マニュアルについて ・・・・・・・・・・・・・・・ 3	3
1.1.1	本マニュアルの範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1.1.2	用語説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 🤞	1
1.1.3	凡例 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1

2 土地等の評価明細書作成

2.1	操作画面について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2.1.1	贈与税の申告書の作成を開始する前に ・・・・・・・・・・ 6
2.1.2	ご利用に当たっての留意事項 ・・・・・・・・・・・・・ 7
2.1.3	土地等の評価明細書の入力・・・・・・・・・・・・・・ 8
2.1.4	土地等の評価明細書(第1表)の入力 ・・・・・・・・・ 8
2.1.5	土地等の評価明細書(第2表)の入力 ・・・・・・・・・・ 11
2.1.6	土地等の評価明細書の計算結果の確認 ・・・・・・・・・・ 13
2.1.7	土地等の評価明細書の入力結果 ・・・・・・・・・・・・・・ 14
2.1.8	生年月日等の入力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

1 はじめに

1.1 本マニュアルについて

1.1.1 本マニュアルの範囲

本マニュアルでは、**土地等の評価明細書を作成**する場合の操作手順について説明します。 本マニュアルの対象範囲は、以下のフロー図の点線枠内のとおりです。



1.1.2 用語説明

用語	説明
土地等の評価明細書	相続税または贈与税の申告に際し、土地及び土地の上に存す る権利の価額を評価するための明細書のことをいいます。
路線価	路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たり の価額(千円単位で表示しています。)のことをいいます。
貸宅地	借地権など宅地の上に存する権利の目的となっている宅地の ことをいいます。
貸家建付地	貸家の敷地の用に供されている宅地のことをいいます。
借地権	建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権のことを いいます。詳しくは <u>タックスアンサー</u> で確認できます。
借地権割合	借地権の売買実例価額、精通者意見価格、地代の額等を基として評定した借地権の価額の割合のことをいいます。 ※国税庁ホームページ「 <u>財産評価基準書</u> 路線価図・評価倍率 <u>表</u> 」で確認することができます。
借家権割合	国税局長が定める割合のことをいいます。 ※国税庁ホームページ「 <u>財産評価基準書 路線価図・評価倍率</u> <u>表</u> 」で確認することができます。
賃貸割合	貸家に係る各独立部分がある場合に、その各独立部分の賃貸の状況に基づいて、次の算式により計算した割合のことをいいます。 Aのうち課税時期において賃貸されている <u>各独立部分の床面積の合計</u> 当該家屋の各独立部分の床面積の合計(A)
正面路線	原則として、その宅地の接する路線価に奥行価格補正率を乗 じて計算した金額の高い方の路線のことをいいます。 ※国税庁ホームページ「 <u>土地及び土地の上に存する権利の評</u> <u>価についての調整率表</u> 」で確認することができます。

1.1.3 凡例

本マニュアルでは、次の記号を使用しています。

凡例	説明
注意	知っておく必要または注意する必要がある重要事項を記載。
参考	知っておくと便利な補足情報。
こんなときは?	このマニュアルの事例に直接関係しない入力事項を記載。

2 土地等の評価明細書作成

2.1 操作画面について

2.1.1 贈与税の申告書の作成を開始する前に

土地等の評価明細書を作成するため「土地等の評価明細書作成開始」を クリックします。

●→ ●→ ● 申告書等の作成→ ④ → ⑤
贈与税の申告書の作成を開始する前に
贈与税の申告書を作成される方
「贈与税の申告書作成開始」ボタンを選択して、「贈与税の申告書」等を作成します。
> ご利用になれない方
> 贈与を受けた財産(不動産など)の評価がお済みでない方
贈与税の申告書作成開始
土地等の評価明細書作成コーナーをご利用される方
土地等の評価明細書作成コーナーをご利用される方 贈与を受けた財産が土地(地目が宅地)で路線価方式により評価する方で、一定の場合に該当する方は、「土地等の評価明細書作成開 始」ボタンを選択して、財産の評価をすることができます。
土地等の評価明細書作成コーナーをご利用される方 贈与を受けた財産が土地(地目が宅地)で路線価方式により評価する方で、一定の場合に該当する方は、「土地等の評価明細書作成開 始」ボタンを選択して、財産の評価をすることができます。 >ご利用になれない方
 土地等の評価明細書作成コーナーをご利用される方 贈与を受けた財産が土地(地目が宅地)で路線価方式により評価する方で、一定の場合に該当する方は、「土地等の評価明細書作成開 始」ボタンを選択して、財産の評価をすることができます。 ご利用になれない方 入力に必要な書類
土地等の評価明細書作成コーナーをご利用される方 贈与を受けた財産が土地(地目が宅地)で路線価方式により評価する方で、一定の場合に該当する方は、「土地等の評価明細書作成開始」ボタンを選択して、財産の評価をすることができます。)ご利用になれない方)入力に必要な書類 土地等の評価明細書作成開始
土地等の評価明細書作成コーナーをご利用される方 贈与を受けた財産が土地(地目が宅地)で路線価方式により評価する方で、一定の場合に該当する方は、「土地等の評価明細書作成開始 始」ボタンを選択して、財産の評価をすることができます。 > ご利用になれない方 > 入力に必要な書類

「土地等の評価明細書作成コーナー」をご利用になる際の留意事項を確認 したら「次へ」をクリックします。

	マイナンバーカード ご利用に当たっての留意事項 土地等の評価明細書作成コーナー(4、贈与により取得した土地(地目が宅地)等の価額を評価するに当たり「土地及び土地の上 に存する権利の評価明細書」を作成するコーナーです。	
	このコーナーで作成できる「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」は、次の条件に該当する宅地です。 ※ 「居住用の区分所有財産」(いわゆる分譲マンション)の評価には対応していません。 「居住用の区分所有財産」の評価の概要については、 <u>国税庁ホンページのタックスアンサー</u> をご覧ください。 ※ 産地 山林客の字地以外の土地客の評価には対応していません。	
	 ** 産地 世林寺の七老地区内の江地寺の計画には対応していません。 ** 存むの方状にス・7 「作成できなしかできならの」 「はまた方形であれば、複 数の道路に面している宅地について さ作成することができます。 」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	
	 ・間口が狭小な宅地等 ・地積規模の大きな宅地 ・無道路地 ・がげ地等を有する宅地 ・ 土砂災害特別警戒区域内にある宅地 ・ 私道 ・ セットバックを必要とする宅地 	
	 ※ 宅地等の評価について、詳しくば国税庁ホームページをご覧だされ。 ※ このコーナーで入力した情報を引き継、で贈与税の申告書を作成する際に、登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の適用を受ける財産に係る不動産番号と入力する場合は、以下の財産に除る「土地友び土地の上に存する権利の評価明趣書」は合計7件以上申告書に引き継ぐことができませんのでご注意ださい。 ・ 一般の贈与 (一般税取) ・ 配偶者控除の適用を受ける財産 ・ 配偶者控除の適用を受ける財産 ・ 超偶者控除の適用を受ける財産 ・ 超偶者控除の適用を受ける財産 ・ 超偶者控除の適用を受ける財産 ・ 配偶者控除の適用を受ける財産 ・ 全職務 ・ のの間よくの数 ・ のの間よくの数 ・ のの間よくの数 ・ のの間を受ける財産 ・ のの目を受ける財産 ・ のの間を受ける財産 ・ のの目を受ける財産 ・ のの間を受ける財産 ・ のの間を受ける財産 ・ のの間を受ける財産 ・ のの間を受ける財産 ・ のの間を受ける財産 ・ のの目を受ける財産 ・ のの間を受ける財産 ・ のの間を受ける財産 ・ のの目を受ける財産 ・ のの目を受ける財産 ・ のの間を受ける財産 ・ のの目を受ける財産 ・ のの目を受ける ・ のの目を受ける ・ のの目を受ける ・ のの目を受ける ・ のの目を受ける ・ のの目を行政時産 ・ のの目を行政時産 ・ のの目を行政 ・ のの目を受ける ・ のの目を ・ のの目を ・ のの目を ・ ののののののののののののののののののの	
注意		·

「土地等の評価明細書作成コーナー」は、贈与を受けた土地等の評価を行い、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」を作成するコーナーです。

このコーナーで評価を行うことができる土地は、次の(1)から(3)の全てを満たすものに限ります(ただし、全てを満たしていても、<u>ご利用になれない場合</u>があります。)。

- (1) 地目が宅地であること
- (2) 形状がほぼ長方形(正方形)であること

(3) 利用状況が①自用地、②借地権、③底地(借地権が設定されている宅地)及び④貸家 建付地(貸家の敷地)のいずれかであること

2.1.3 土地等の評価明細書の入力

評価する宅地について、該当するものをクリックします。 (本マニュアルでは「1つの道路に接している宅地」を選択した場合について説明します。)



2.1.4 土地等の評価明細書(第1表)の入力

■ 評価する宅地の所在地番等の入力

評価する宅地の所在地番等を入力します。

なお、「所有者コピー」をクリックすると、「(3)評価する宅地の所有者」 で入力した住所(所在地)及び氏名(法人名)を「(4)評価する宅地の使用 者」欄にコピーすることができます。

-	土地等の評価明細書	(第1表)のノ	\ 力	
				当画面の入力例
	入力方法、用語等につい	てお分かりになら	ない部分があるときは、画面上の「よ	くある質問」をご覧ください。
				〔1/10件目を入力中
1	評価する宅地の所在地社	14年を入力してく	ださい。	
(1)	所在地番 (水須) ※ 宅地の価額は、1画地の宅 恋地の宅地には、利用の単 家の敷地の用)となっている1 ずしも1筆の宅地からなるとは 宅地の評価単位について言 ご覧(できれ)。	地ごとに評価します。 立(自用、賃付の用、1 互面の宅地のことで、 限りません。 ¥しくは「 <u>よくある賃問</u> 」	[全角36文字以内] [1 ず 必 を	
(2)	住居表示		[全角30文字以内]	
(3)	評価する宅地の所有者	住所(所在地) 氏名(法人名)	[全角30文字以内] [全角30文字以内] [全角30文字以内]	
(4)	計1回り ロモブロジリ 使用者 ※ 宅地の所有者と使用者が 同じ場合は、右の「所有者を ユビー」ボタンをクリックしてく ださい。	住所(所在地) 氏名(法人名)	1年月30文子以内] [全角30文字以内]	

評価する宅地の路線価等の入力

評価する宅地の路線価等を入力します。

なお、「路線価図等の閲覧」をクリックすると、路線価を確認することが できます。

入力した内容に誤りがなければ「入力終了」をクリックします。



こんなときは? 『2つの道路(正面と側面)に接している宅地』 をクリックした場合

8ページの「2.1.3 土地等の評価明細書の入力」画面については、クリックしたボタンの 種類に応じて表示される入力画面が変わります。

次の入力画面は「2つの道路(正面と側面)に接している宅地」をクリックした場合の入力 画面です。



2.1.5 土地等の評価明細書(第2表)の入力

<u>【利用区分が「貸宅地」、「貸家建付地」及び「借地権」の場合】</u>

「借地権割合」、「借家権割合」及び「賃貸割合[※]」を入力します。入 力した内容に誤りがなければ「入力終了」をクリックします。

※ 「賃貸割合」は、「貸家建付地」の場合にのみ入力します。



こんなときは? Bの道路が『正面路線』と判定された場合の入力画面

8ページの「2.1.3 土地等の評価明細書の入力」画面で「2つの道路(正面と側面) に接している宅地」をクリックし、Bの道路が「正面路線」と判定された場合に表示され る入力画面です。



路線」の判定結果に応じて表示される入力画面が変わります。

2.1.6 土地等の評価明細書の計算結果の確認

入力した内容(路線価、地積など)が表示されますので、入力した内容に 誤りがないか確認し、誤りがなければ「確認終了」をクリックします。

	<mark>┏-⊤ах</mark> 土地等の評価明細書の計算結果の確認		
	入力内容を確認してください。 入力内容に誤りがない場合は、「確認終了(次へ)>.	」ボタンをクリックしてください。	
-	土地等の評価明細書(第1表)の計算結果表		
-	 評価する宅地 一路線に面する宅地 135,000円 × 0.95 	算式	1m ³ 当たりの価額 128,250円
ł	自用地1㎡当たりの価額 128,250円	地積	総額 12,825,000円
ł	土地等の評価明細書(第2表)の計算結果表		
	利用区分 (借地権割合)(借家権割合) 貸家建付地 12,825,000円 × (1 - 0.40 × 0.30)	算式) (賃貸割合) ×50㎡ / 150㎡)	総額 ^(時分1/2) 6,156,000円
	< 戻る	確認終了 (次へ) >	

2.1.7 土地等の評価明細書の入力結果

入力した内容(所在地番、面積など)が表示されますので、入力した内容に誤りがないか確認し「入力終了」をクリックします。

INO	F	所在地番			総額	修正ボタン	削除ボタ
1	熊本県熊本市中	央区00町00-00) 100.00m²	(持分1/2)	6,156,000円	修 正	削除
2	熊本県熊本市中	央区ムム町ムムームム	∑ 75.00m²		71,250,000円	修 正	削除
3	熊本県熊本市中	央区口口町口口-口[] 35.00m²		4,305,000円	修 正	削除
4	熊本県熊本市東	区00町00-00	120.00m²	(持分1/3)	4,720,000円	修正	削除
5	熊本県熊本市東	$\Box \triangle \Delta \blacksquare \Delta \triangle - \triangle \triangle$	80.00m²	(持分 2/3)	30,400,000円	修 正	削除
4-74	評価する宅地に	ついて、該当するものを	選択してください。		シンの、笑いに按して	- 4-700 ³	
1.70	評価する宅地にた	2000道路(正面と)	選択してください。 <u> 夏つの道路(正</u>	記書 3	3つの道路に接して	4つの道	路に接して
170	評価する宅地に う道路に接して さ地	2つの道路(正面と) ついて、該当するものを 2つの道路(正面と) 面)に接している宅	選択してください。 割 2つの道路(正面 面)に接している	記と裏 3 宅地 1 	3つの道路に接して いる宅地	4つの道 いる宅地	

※上記の「土地等の評価明細書の入力」は、提出方法が「e-Tax(マイナンバーカード方式)」を選択 している場合の画面です。

「書面提出」を選択している場合の画面は、次のページをご確認ください。

参考

評価する宅地が複数(※10件が入力上限)ある場合には、「土地等の評価明細書の追加」の該当する ボタンをクリックすることで作成する「土地等の評価明細書」を追加することができます。



受贈者(財産をもらった人)の生年月日、住所、氏名等を入力し「申告書等 作成終了」をクリックします。

あなた(財産を取得した方)の生年月日、住所 入力した生年月日、住所、氏名等は、贈与税の されます。	、氏名等を入力してください。 の申告書等への表示や特例の適用要件の判定に使用
1 生年月日	
生年月日 ──選択一〜 【必須】	年 月 日
2 住所、氏名等	
※ 所得税等で <u>納税地の届出等をされてい</u>	<u>る方は、こちら</u> をご参照ください。
1 郵便番号 ※「住所検索」ボタンをクリックすると、入力した郵便 番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名 が自動のに入力されます。	[半角数字3桁] [半角数字4桁]
※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらを ご参照ください。	
2 住所 【必須】	都道府県市区町村
※ 郵便番号から検索できなかった方は、「市区町村 選択」ボタンをクリックして都道府県市区町村を選択 してください。	印色叫竹选衣
※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらを ご参照べださい。	【都道府県市区町村と合計で全角28文字以内(数字等も全角)】 (例)〇〇町1-1-1
	[全角28文字以内(数字等も全角)] (例)アバート名、号室
3 土地等の評価明細書を提出する税務署名 【必須】 税務署の所在地及び管轄区域	都道府県: - <u>- 選択してください - →</u> 税務署名:
4 申告書等を提出する年月日	令和 • • 年 • 月 • 日
5 あなた(財産を取得した方)の 氏名 フリガナ 【必須】	[各全角力ナ11文字以内] セイ:(例)コクゼイ メイ:(例)カロクゼイ メイ:(例)カロク ※ [セイント[イイ1編の合計で15文字以内
6 あなた(財産を取得した方)の 氏名 漢字 【必須】	
7 マイナンバー(個人番号) ※ マイナンバーカードなどから確認して入力してくださ い。	【半角数字4桁】 - 【半角数字4桁】 - 【半角数字4桁】 - ┃ - ┃ - ┃ - ┃ - □ - □ - □ - □ - □ - □
8 職業	[全角11文字以内]
9 電話番号	[半角数字合計14桁以内]

注意

「生年月日等の入力」画面以降は、画面の案内に沿って操作を進めます。 なお、「ご利用ありがとうございました」画面の「贈与税申告書作成開始」をクリッ クすると、「土地等の評価明細書作成コーナー」で入力した情報を利用して贈与税の申 告書を作成することができます。

※入力した生年月日、住所、氏名等は、贈与税の申告書等への表示や特例の適用要件の判定に使用されます。